

省

令

国土交通省令第三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）並びに第七十五条の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣 山本 有二

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこのように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後		改正前	
<p>(座席ベルト等)</p> <p>第二十二条の三 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、同表の下欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（告示で定めるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。</p>		<p>(座席ベルト等)</p> <p>第二十二条の三 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員十人未満の自動車には、第一項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。</p>	
自動車の種類	座席の種類	自動車の種類	座席の種類
<p>一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が三・五トン以下のも</p> <p>二 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が三・五トンを超えるもの</p>	<p>運転者席その他の座席</p>	<p>一 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員十人未満の自動車</p> <p>二 専ら乗用の用に供する軽自動車、被牽引自動車並びに最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を備えなければならない。ただし、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この項において同じ。）が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車にあつては、この限りでない。</p>	<p>運転者席及びこれと並列の座席</p>
<p>(年少者用補助乗車装置等)</p> <p>第二十二条の五 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を備えなければならない。ただし、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この項において同じ。）が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>		<p>(年少者用補助乗車装置等)</p> <p>第二十二条の五 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を備えなければならない。ただし、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この項において同じ。）が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>	

〔車線逸脱警報装置〕

第四十三条の六

専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに車線逸脱警報装置（自動車が行行中に車線からの逸脱を防止しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより自動車の車線からの逸脱を防止する装置をいう。以下この条において同じ。）を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに車線逸脱警報装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものには、安全な運行を確保できるものとして、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する車線逸脱警報装置を備えなければならない。ただし、高速道路等において運行しない自動車にあつては、この限りでない。

第四十三条の六

専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものには、安全な運行を確保できるものとして、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する車線逸脱警報装置（自動車が行行中に車線からの逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより自動車の車線からの逸脱を防止する装置をいう。）を備えなければならない。ただし、高速道路等において運行しない自動車にあつては、この限りでない。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（特定装置の種類）

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

- 一 五の六（略）
- 五の七 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガス）を主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）以外の自動車に備えるものに限る。
- 五の八 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク及び燃料タンク取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス燃料自動車、液化天然ガス燃料自動車及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）
- 五の九 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

- 五の十 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク取付装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

- 五の十一 五の十九（略）
- 六 四十六（略）

（特定装置の種類）

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

- 一 五の六（略）
- 五の七 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）以外の自動車に備えるものに限る。）
- 五の八 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク及び燃料タンク取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

（新設）

（新設）

- 五の九 五の十七（略）
- 六 四十六（略）

(指定を受けたものとみなす特定装置)
第五条 法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一、四の三 (略)	(略)
四の四 (略)	第七十八号第四改訂版
五、五の六 (略)	(略)
五の七 第二条第五号の七の燃料タンク	第三十四号第三改訂版
五の八 第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第一百十号第二改訂版
五の九 第二条第五号の九の燃料制御保護装置	
五の十 第二条第五号の十の燃料タンク取付装置	(略)
五の十一 第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	(略)
五の十二 第二条第五号の十二の衝突時の車両火災防止装置	(略)
五の十三 第二条第五号の十三の電波障害防止装置	(略)
五の十四 第二条第五号の十四の原動機用蓄電池	(略)
五の十五 第二条第五号の十五の感電防止装置	
五の十六 第二条第五号の十六のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十七 第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	

(指定を受けたものとみなす特定装置)
第五条 法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一、四の三 (略)	(略)
四の四 (略)	第七十八号第三改訂版
五、五の六 (略)	(略)
五の七 第二条第五号の七の燃料タンク	第三十四号第三改訂版
五の八 第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
五の九 第二条第五号の九の燃料タンク取付装置	(略)
五の十 第二条第五号の十の衝突時の車両火災防止装置	(略)
五の十一 第二条第五号の十一の電波障害防止装置	(略)
五の十二 第二条第五号の十二の原動機用蓄電池	(略)
五の十三 第二条第五号の十三の感電防止装置	
五の十四 第二条第五号の十四のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十五 第二条第五号の十五のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	

五の十八 第二条第五号の十八のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十九 第二条第五号の十九のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
六十三の三 (略)	(略)
十三の四 (略)	第十六号第七改訂版
十四 (略)	(略)
十四の二 (略)	第一百二十九号第二改訂版
十五三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

特定装置の種類	a
(略)	(略)
(略)	8以上
第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
第二条第五号の九の燃料制御保護装置	
第二条第五号の十の燃料タンク取付装置	
第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	
第二条第五号の十二の衝突時の車両火災防止装置	
第二条第五号の十三の電波障害防止装置	(略)
第二条第五号の十四の原動機用蓄電池	(略)
第二条第五号の十五の感電防止装置	
第二条第五号の十六のフルラック前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の十七のフルラック前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	

五の十六 第二条第五号の十六のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十七 第二条第五号の十七のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
六十三の三 (略)	(略)
十三の四 (略)	第十六号第六改訂版
十四 (略)	(略)
十四の二 (略)	第一百二十九号改訂版
十五三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

特定装置の種類	a
(略)	(略)
(略)	8以上
第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
第二条第五号の九の燃料タンク取付装置	
第二条第五号の十の衝突時の車両火災防止装置	
第二条第五号の十一の電波障害防止装置	(略)
第二条第五号の十二の原動機用蓄電池	(略)
第二条第五号の十三の感電防止装置	
第二条第五号の十四のフルラック前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の十五のフルラック前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	

第二条第五号の十八のオフセット前衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置 第二条第五号の十九のオフセット前衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)	第二条第五号の十六のオフセット前衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置 第二条第五号の十七のオフセット前衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第三條 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正
 (道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

改正前

別表第一 自動車審査試験項目 一、四 (略)	(略)	別表第一 自動車審査試験項目 一、四 (略)	(略)
五 保安基準第三条、第五条、第七条、第八条 第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十一条第一項、第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第十八条第一項、第七項及び第八項、第十八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十九条、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十二條の二、第二十二條の三第二項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む）、第二十二條の五第一項、第二十三条、第二十四条第二項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第二項及び第三項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第三項及び第四項、第三十条第二項、第三十一条第一項、第四項、第六項及び第七項、第三十一条の二、第四十一条の二第一項、第二項及び第四項、第四十二条、第四十三条第四項、第四十三条の二、第四十三条の四第二項、第四十五条第	(略)	五 保安基準第三条、第五条、第七条、第八条 第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十一条第一項、第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第十八条第一項、第七項及び第八項、第十八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十九条、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十二條の二、第二十二條の三第二項及び第三項、第二十二條の五第一項、第二十三条、第二十四条第二項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第二項及び第三項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第三項及び第四項、第三十条第二項、第三十一条第一項、第四項、第六項及び第七項、第三十一条の二、第四十一条の二第一項、第二項及び第四項、第四十二条、第四十三条の二、第四十三条の四第二項、第四十五条に定	(略)

<p>一項、第四十七条、第四十八条、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験</p>	
<p>六十三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）</p>	<p>（略）</p>
<p>三十三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）</p>	<p>（略）</p>
<p>六十六 保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験</p>	<p>（略）</p>
<p>六十七 削除</p>	<p>削除</p>
<p>六十八 百三十二（略）</p> <p>備考</p> <p>一（略）</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。</p>	<p>（略）</p>
<p>第五十八号</p>	<p>（略）</p> <p>次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>一 インストールメントパネルに係る試験 十二万五千円</p> <p>二 前号に掲げる試験以外の試験 十二万五千円</p>

<p>める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験</p>	
<p>六十三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）</p>	<p>（略）</p>
<p>三十三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）</p>	<p>（略）</p>
<p>六十六 保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験に限る。）</p>	<p>（略）</p>
<p>六十七 保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）</p>	<p>十二万五千円</p>
<p>六十八 百三十二（略）</p> <p>備考</p> <p>一（略）</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。</p>	<p>（略）</p>
<p>第五十八号</p>	<p>（略）</p> <p>次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>一 インストールメントパネルに係る試験 十二万五千円</p> <p>二 前号に掲げる試験以外の試験 十二万五千円</p>

第六十六号	十二万五千元(専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。)
(略)	(略)
三・四(略)	

別表第一

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額	
一〇十七の四 (略)	(略)	
十七の五 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円	
十七の六 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験(圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に係る試験に限る。)	四十七万七千円	
十七の七 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験(圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。)	十八万七千円	
十七の八 (略)	(略)	
十八〇九十三 (略)		
備考 (略)		

(略)	(略)
三・四(略)	

別表第一

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額	
一〇十七の四 (略)	(略)	
十七の五 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円	
十七の六 (略)	(略)	
十八〇九十三 (略)		
備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十九年六月二十二日から施行する。
(経過措置)

2

第二条の規定による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第四号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第四号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。